

# 平成24年第4回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成24年11月7日（水曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	尾崎利一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	関田正民君	委員	東口正美君
委員	中間建二君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

議長	尾崎信夫君	5番	関野杜成君
----	-------	----	-------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	指田弘安君
主事	吉川和宏君		

## 出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
給食課長	梶川義夫君		

## 会議に付した案件

- (1) 24第14号陳情 東大和市の学校給食に関わる陳情
- (2) 所管事務調査  
東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること

午前 9時45分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成24年第4回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 初めに24第14号陳情 東大和市の学校給食に関わる陳情、本件を議題に供します。  
朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。  
24第14号陳情 東大和市の学校給食に関わる陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。  
それでは質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

今度の新センターの建設で、学校給食衛生管理基準に沿った調理が実現できるということだと思いますけれども、現状がどういう状況なのか、建設によってどう改善されるのか。それから、個々食器の点で現状と改善点、それからアレルギー対応ですけれども、施設整備面で具体的にどのような対応ができるようになるのか、そこら辺について伺います。

○給食課長（梶川義夫君） 御質問でございます、現状と新センター建設後の改善点ということで、大きな点といたしましては、今御質問ございましたアレルギーと個々食器の問題であると思っております。

アレルギーに関しては、現状でございますが、アレルギーを持つ児童・生徒様については献立の材料、アレルギー物質を含む材料を載せた詳細献立というものを提供させていただいてるにとどまっております。

これが、新センター建設後は、その施設の中に一般の給食の調理室とは隔離したアレルギー専用室というものを設けさせていただきまして、そこでアレルギー物質を例えば除去するなどの対応をとる専用の施設をつくる予定でございます。

次に、個々食器でございますが、こちらでもPTAの方々から長年要望として出ておりますが、やはり現在は一枚のランチ皿で給食を提供してございます。やはり、それですと器を持つことなく、いわゆる犬食いというような食育上好ましくない食習慣が身につくというところで、こちらを、現状は個々食器の保管スペースが、食器消毒保管庫のスペースがないためにランチ皿を使用しておりますが、新センター建設に当たりましては個々食器をきちんと消毒保管できるスペースを設けまして、個々食器を導入して食育の推進に努めたいと考えております。

その他の衛生管理基準でございますが、これは種々ございまして、食中毒の事故等が重なるに当たって、衛生管理基準というのは毎年厳しくなっております。今の給食センターは昭和42年及び昭和48年に建ったものでございます。なので、今の衛生管理基準を満たしておりません。例えば、新センターを建てるに当たって衛生管理基準を満たす部分といたしましては、温度の関係がございまして、現在の施設は空調施設がございませんので、それを衛生管理基準に合った温度にするために空調の機器を導入するということでございます。それから、トイレ、例えば今トイレについては、現状は普通の施設にあるトイレと変わらない状況でございます。1点違うのは、手洗いが蛇口ではなくて足踏み式でございます。それが、トイレの便器の前にやはり着がえのスペースを設けなければいけない等々の管理基準を満たす施設にしたいと考えております。それによりまして、食中毒の防止を徹底するというところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかにございますか。

○委員（和地仁美君） 今回のこの新給食センターの計画に当たって、さまざまな市民説明などをされてきて、各種団体等と合意を得てきたというふうな流れになっているかと思うんですけども、再度ちょっと確認したいんですけども、その説明をしたり、合意を得るために議論を重ねてきた団体というか対象は幾つあったのか。それから、何回そういったことをやったのかと。合意できたというふうにする基準というかですね、合意を得たというところの決着になった経緯をもう一度御説明いただきたいと思います。

○給食課長（梶川義夫君） これまでは、教育委員会といたしまして桜が丘の市民広場の利用団体様と調整をとらせていただきました。その団体といたしましては、まず体育協会様にお話をさせていただきました。次に、体育協会の中で桜が丘市民広場をお使いになってる団体を御紹介いただきまして、サッカーや野球やソフトボール、それからゲートボール、それから野球ですね、そういった団体に一つ一つ会長様にお話をさせていただきました。その中で、やはり一部の団体におきまして、3年前に学校給食計画、今回のもとになる計画があって、それは3,500平米というラインで引いておりました。その計画の線引きだと、一部利用にやはり影響が出るということで御意見をいただきまして、私たちのほうで今回3,500平米を3,100平米まで計画線を下げさせていただきまして、そういったことを一つ一つその団体様のほうに説明させていただきながら、何とか御了解をとらせていただいたと思っております。

また、それから今年度に入りまして7月の全員協議会、それからそれを踏まえまして8月に市民説明会を2回開かせていただきまして、いろいろと意見をいただいております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（尾崎利一君） 今、8月の市民説明会でですけども、さまざまな意見が出たということですが、どういう意見が出されたのか伺います。

○給食課長（梶川義夫君） やはり桜が丘市民広場の利用の方々からいただきまして、ほかの桜が丘市民広場でない候補地はないのか、あるいはスポーツ施設、その削る部分、桜が丘市民広場を削る部分の代替地はないのかとかですね、そういった御意見をいただきました。また、それから周辺住民の方からは、例えばにおいですとか音ですとか、そういった環境面のお話をいただきました。あとは、それから計画の内容につきまして、もう少し具体的に検討内容をもっと詳しく載せてほしいといったような御意見を賜りました。

まず、スポーツ団体様からいただいた御意見については、やはりほかの用地というものについては、この基本計画の中に書いてございますが、財政的な面を考慮して市立の市有地を探すしかない。それから、工業地域の中で手だてするしかない等々の内容から桜が丘市民広場しかありませんということで御説明させていただきました。また、代替施設については、今の現状では具体的にこの施設を代替施設とさせていただくというような案はお示しできませんということで申し上げました。また、それから環境面につきましては、この後設計の作業に入らせていただければ、ある程度一回設計ができた形のところで住民説明会をもう一回開かせていただきまして、その際にはその周辺のお宅にポスティングを行って、住民の方に細かいところで来ていただくような工夫をさせていただきたいと思っておりますというようなことも質問の中で受けましたので、お答えいたしました。また、具体的な検討経過というものを具体的に示すようにということで、若干その基本計画についても修正させていただいたところがございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 何点かお尋ねいたします。

陳情では、陳情趣旨の中で今回の学校給食の計画に対して市民説明、市民合意を尽くすよう求めるということになっておりますけれども、現状これまでの教育委員会の取り組みとして、市民説明また市民合意というものに対して現状はどういう認識を持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（真如昌美君） これまでも、市民の方々に対する御説明は誠心誠意をもって努めてきたつもりでおります。平成21年度に改めてこの件に関しまして検討を始めるということになりまして、その後住民説明会を行い、また学校給食センター運営委員会に諮問いたしまして、学校長、それからPTAの代表の方々、そういった方々から御意見をお伺いした上で、運営委員会で使用しました資料についてもホームページで公表してまいりました。

また、今年度につきましては、先ほど課長から話がありましており7月に全員協議会で学校給食計画を説明いたしまして、その後学校給食基本計画（案）の策定に当たりましては、8月に住民の方々に対して説明会を2度ほど開かせていただきました。

今後につきましては、設計を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、施設の概要等について具体的な計画が明らかになった時点で、周辺の皆様に対してできるだけ大勢の方に説明会を開いてまいりたいというふうに思っております。また、ホームページ等で積極的に情報提供をしてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 平成8年に当市の中で、小学校は給食に対して単独校方式、中学校はセンター方式ということで、当時の政策決定というのがあったというふうに聞いております。これはもう16年たつわけですがけれども、平成8年に——これ古い話ですのではなかなか現状お答えしにくい面もあるかと思っておりますけれども、平成8年の段階でのこの判断というのは、要はこの当時からもう給食センターのあり方、いわゆる老朽化なり衛生管理基準なりという課題は、また今回の新しいセンターで開始をされる個々食器の導入等ですね、幾つか課題があった中で、平成8年の段階でそれを、課題を解消するための一定の判断がなされた、16年前に一定の判断がなされたというふうに考えてるんですけども、平成8年の段階で単独校方式、小学校単独校方式、中学校センター方式と判断をしたときの背景というか状況というか、そのあたりについてはどういうふうに御認識を持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今委員からお話ございましたが、平成8年に小学校単独校方式、中学校は給食センター方式で建て替えていくという一定の方向性が示されておりました。さらにさかのぼりますと、同じ考え方でございますが、平成5年の段階でもその前提となるような議論というものがなされていたと認識しております。

そこに当たりましては、やはり東大和市は、完全給食を都内でも早くから始めていたということで、しかもセンター方式でやっていたということがございました。それに伴い、年数の経過とともに今後の施設の老朽化ですとか、あるいは先ほど課長からもありましたが年々厳しくなっていく衛生管理基準への対応、あるいは東大和市としては食器ということが、改善というのが保護者の皆様方からも大変強い要望として寄せられていたと、そういう背景をもとに給食施設のあり方を検討してきたというふうに認識しています。

その中では、給食については自校方式や親子方式やセンター方式がございますけれども、一つはセンターという施設を活用しながらということも考え方の根底にあったのかと思います。また、当時はまだ財政状況的に

も平成5年ということはそれ以前に計画を練っていたということですので、まだ財政状況的にやはり一つの理想としての形としては子供と給食の施設が近いところというのがメリットもやはり認められますので、そういう認識で、特に小学校についてはある程度の年次計画といいますか、一斉にできるわけじゃないですけども、計画的に順次自校方式に切りかえていこうという、そういう考え方があったと認識しております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ただ、その後平成8年の考え方が、財政状況等が一番大きな理由だと思うんですけども、結果的に進められない、進めたくても進められない状況であったというふうに認識しておりますが、その平成20年の段階で教育委員会に対して市長のほうから、学校給食のあり方の再検討の依頼があったというふうに聞いておりますけれども、その中で新たに学校給食センターの運営委員会に諮問した結果が、今日の、ことしのこの8月に示された基本計画の案だというふうに理解してるんですけども、この点についての流れなり御認識なりをもう一度確認させていただきたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 経過をたどりますと、平成8年の5月に小学校の給食が単独校方式、中学校につきましては給食センター方式という一定の方向性を出しました。しかしながら、平成9年3月の議会での市長の施政方針におきまして、読み上げますと、「学校給食の単独校方式については、現下の財政状況から当分の間凍結し、行政改革を通して再検討したい」という説明がございました。

その後時間が経過いたしました。平成20年4月に教育委員会に対して市長部局から、学校給食における今後のあり方の再検討について依頼がございました。それを受けまして、平成21年9月には教育委員会から東大和市の学校給食センター運営委員会に対しまして東大和市学校給食計画（案）について諮問させていただき、当委員会からは平成22年3月に最終答申ということで答申をいただきました。内容につきましては、これまでの御説明にもありましたが、東大和市の学校給食につきましては、施設の問題あるいは衛生管理基準あるいは個々食器の問題等がございます。そういう中で、ぜひ早急に子供たちが豊かな学習環境の中で過ごすことができるよう新しい給食センターの早急な建設を強く求め、諸課題の解決を急いでほしいという趣旨の答申でございました。

これを受けまして、私ども教育委員会といたしましては、この答申を最大限尊重して本年度8月に策定いたしました計画を策定したということでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今回の諮問の結果、22年に答申が出されたということで、この間我々議会で議論してるわけですから、流れは理解はしてるわけですけども、建設用地とされてる場所の問題で利用者からなかなか理解、合意が得られない中で、一定期間説明会、また意見交換等を重ねながらようやく今日までたどり着いたということで認識をしております。

そういった意味では、この今24年8月に基本計画案が示されて、今年度建設用地の地盤調査を行い、来年設計、また2カ年にかけての建設、28年の運用開始というところまで計画が示されてるわけですけども、この流れについては、もう現状この基本計画案に示されてるとおりに今進めていくというお考えを持ってらっしゃると思うんですが、この点について再度確認したいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今お話しさせていただきましたけども、東大和市の学校給食につきましては、大きな課題が横たわっていると。また、それも早急に解決しなくちゃ、子供たちの給食が安全、安心にお届けできないということでございます。

そういう中で、私ども教育委員会といたしましては、今年度改めて給食の基本計画というものを策定しまして、給食センターの運営委員会に諮問させていただきました。その前には市民への説明会等も行ってあります。それを踏まえて、10月に入りまして、10月ですが、教育委員会といたしまして給食センターの運営委員会からの答申をいただき基本計画案を御了承いただいたという形でございますので、今年度は予算計上しております地盤の調査の委託事業、これも来年から実施し、この計画案に沿ったスケジュールにのっとり事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○委員（中間建二君）** これまで学校給食を取り巻くさまざまな課題があった中で、一番大きな課題としては、私の認識では個々食器の導入ということが大きくあったと思います。

そういう中で、先ほど来、他の議員の質疑の中でも、衛生管理の問題でも非常に現状不安を抱えてる中で何としても解消しなきゃいけない。また、その他今回のセンター建設によって解消される課題がたくさんあり、大変に子供たちにとっても、東大和市民にとっても大きなメリットのある計画だというふうに認識をしておりますので、平成8年の段階で考えられたものとは当然変わってるわけですが、しかしこれ以上おくらせることはもはやできない状況だというふうに思っておりますので、私は現状の計画をぜひ進めていきたいというふうに強く思っておりますとともに、今回のこの陳情なんですけども、市民説明、市民合意を尽くすよう求めるということで、一般論としてはそうなんですけども、過去に同じ、このセンターとは違いますが、総合福祉センターの議論のときにも同様の陳情を議会が採択をしたことによって一定の制約がかかって、結論が先延ばしになって、結果的に進めなきゃいけない事業が進められなくなった、年月が延びたという結果がありましたので、一般論として市民説明をしてもらいたい、市民合意を尽くしてもらいたい、これはわかるんですけども、今のこの段階に至ってさらに市民説明、市民合意をといったときに、これまで抱えてきた給食の課題がここで一気に解消ができるというところまで来てるものを、ここでストップかけるわけにいかないというのが私は強く思っておりますので、この陳情を採択するということには、そのことによってこの計画がおくってしまうということ、非常に懸念をしておりますので、私の意見としてはこの陳情は採択すべきでないというふうに考えております。

以上です。

**○委員（関田正民君）** 9月議会ですかね、尾崎利一委員がこの問題質問してますよね。学校給食、いつだっけ、3月か。そのときの、ないね、答弁書は。何か似たような、なければいいです。

じゃあ、ほかのことちょっと聞かせて。陳情理由のほうなんですけど、廃プラの施設が建設予定地ということで、近いということで、子供の食の安全、安心が守れるかという不安がありますということが1点と、それから2点目は続きなんですけど、調理の民間委託が決定されて、偽装請負という違法行為に市の教育委員会が手を染めることにならないかと、これが2点目。3点目は、2点目でいいか。

その2点についてどのような考えを教育委員会では持ってますか。

**○学校教育部長（阿部晴彦君）** 今委員の御質疑の中にありましたが、さきの9月議会の中でも廃プラの施設が近いということの趣旨の御質問がございました。そのときと考え方は同じでございますけれども、私どもの認識といたしましては、3市共同資源物の処理施設の建設に当たっては、周辺の環境への配慮がなされる施設だと聞いておりますので、そのように考えておりますとお答えさせていただきました。

また、民間委託につきましても、9月議会あるいはその前ということで議会でも御質問があったと認識して

おります。こちらにつきましても、給食センターの運営につきましては、今後市長部局と十分な調整を図ってまいります。また、民間活力の導入を図るという場合には、御指摘のような偽装請負にならないように、きちんと国の考え方にのっとり事業を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに。

○委員（実川圭子君） 学校給食基本計画のほうなんですけれども、8月に市民説明があつて、その後学校給食センター運営委員会で承認されたということなんです、その9月にあつた学校給食センター運営委員会の中でどのような質疑があつたかを教えてください。

○給食課長（梶川義夫君） 8月の説明会、それからその間に9月議会の一般質問がございました。こういったところでいただいた御意見を給食センター運営委員会、これを9月に開かせていただきましたが、そこで出た意見等を運営委員会の中で御紹介させていただきまして、それを踏まえて給食の基本計画を少し手直したいという案をセンター運営委員会のほうにお示しました。当日は、委員の中からはそれに対して質疑あるいは意見というのはございませんでした。事務局のほうで提案させていただきました現在の学校給食基本計画案が了承されたところでございます。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今課長から御説明申し上げたとおりでございますが、少しつけ加えさせていただきますと、給食センター運営委員会の考え方といたしましては、先ほど来申し上げておりますが、平成22年の2月に最終答申をしていただいております。その中でも、新しい給食センターの早急な建設を強く求めますということと結びの文も書かれております。

また、今回24年度の諮問答申の中では次のような文が示されております。審議した結果、別添の内容でということと了承という内容でございます。「新しい給食センターは、今後長きにわたり東大和市の子供たちの生きる力を食生活の面から育てていく上で重要なものとなります。現在抱える諸課題を早急に解決すべく、充実した機能、性能を持つ給食センターを建てていただきたいと希望します」ということが添えられております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 運営委員会のほうで質疑がなかったということなんです、そういう形で進められていることがやはり市民説明、市民合意ということで、市民への理解がやはり足りないんじゃないのかというのが私の考えです。8月に市民説明会があつたときも出席者が8名とか12名とかそういった数字ですので、やはり市民説明に対してもう少しできることをやっていたらというふうに思います。

そして、以前の平成22年のときのことなんです、平成21年に東大和市学校給食計画に対する陳情というのが厚生文教委員会に出されてまして、そのときの質疑の内容で学校給食運営委員会の発言が少ないんじゃないかというようなやりとりがありまして、そのときに学校教育部長、当時の学校教育部長も阿部部長だったと思っておりますけれども、自由活発な意見が出るように運営を努めていきたいというふうに答弁しているんですけども、そのような工夫をそのときからされているのかどうか伺いたしたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 給食センターの運営委員会の皆様方の希望としては、先ほど申し上げましたようにもう21年度ですね、22年の2月ですので21年度に最終答申をまとめた、それは当時専門部会という組織を設けまして合計6回開催し、その際には私も事務局からの説明のみならずアレルギーについて保健所の方から御説明いただいたり、あるいは食器につきましても客観的な立場といいますか、第三者の立場から食器を

扱っている専門業者の方にいろいろと実物も持ってきていただいて手にとったり、説明を受けながら議論もしました。そういう中で、委員も先ほどありました自由闊達な意見を私たちも強く望んでますし、そういう話し合いができるような仕掛けと申しますか、食器持っていてどんな感じですかとかいろいろな御意見は出るような工夫というのもしてきたと考えてます。給食センターの運営委員会の委員の方とちょっと話がそれますが、公式の場じゃないところでお会いしてもですね、あの計画はその後どうなったんだっていうことですか、なぜ進まないんですかということが、いろんところで私自身も学校教育部長を離れた後も話しかけられたりとかしました。今年度改めてこの計画について御説明した際も、非常にやはり強く早期建設っていうのを望まれてるというのは肌で感じました。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） もう一点、では教育委員会のほうとしては、市民説明は十分にされているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 先ほど申し上げましたとおり、一応段取りを踏みながら説明はしてまいりました。その結果、出席される方が非常に少なかったという、そういう現実がありましたので、そのことにつきましては、次回説明のときにはさまざまな工夫をしながら、一人でも多くの方に出させていただいて説明を聞いていただきたいと、このように考えております。

○委員（尾崎利一君） 陳情理由のところにある建設用地について、説明会でもかなり代替地のことも含めて意見が出てるという状況や、とりわけ近所に廃プラ施設が建設されるかもしれないと、ちょっとまだはっきりしないわけですが、そういう状況の中でこの用地を選ぶというのは、私は反対です。

それはそれとして、市民説明、市民合意という点で、これまでもやってきたけれども、今後一層努力をしていくと、市民の理解を得られるようにという御答弁だと思うんですが、その点ではやっぱり細やかな対応が求められてくるんだろうと。

今桜が丘市民広場には、1月から3月については半分ぐらい使用できないっていうことで何か看板か何か出てるようですけども、既に、これはサッカー協会から聞いた話ですが、1～3月で大会も含めて15回か20回か利用する予定になってるんだけど、それがどうなるのか、じゃあわからないと、張り紙だけでですね。指定管理者に聞いたら、どうも警視庁が使えるから大丈夫みたいだよみたいな話も聞こえてくるんだけど、ぎりぎりになってこういうことでだめですと言われても困るというようなことも聞いているわけですが、そこら辺での対応についてはどうなんでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 今年度、早速1月から桜が丘市民広場の地盤調査ということで、約2カ月間の中でB面の使用ができなくなります。こちらについては大きな問題でございますので、市報で周知するとともに、各団体のほうに1月から3月の期間2カ月間使えなくなりますので、御迷惑をおかけしますが、申しわけございませんが御協力をお願いしますというような周知の文書もつくらせていただきましたし、指定管理者の市民体育館のほうにもそういった掲示をさせていただくとともに、今お話のありました広場自体にもそういった表示をさせていただきまして、できる限り早いうちにその周知に努めさせていただいております。

また、今ここで地盤調査の契約関係を進めております。その中で、工期がはっきりと決まった段階で、またさらに今度いつから使えますということを決まり次第、団体の方たちにはお知らせを早急にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。



○委員（尾崎利一君） それでは、日程が確定した段階で、日程が確定しないといつが使用できないのかわからないわけですよね。そうすると、その段階で既に使用する予定になっているところについては相談をしていくっていう考えでよろしいのでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 地盤調査によりまして使用ができなくなりまして、その調査が終わりまして原状復帰をしました後、いつから使えるということについて団体様のほうにその日程をお知らせするというところでございます。そこで、団体様のほうでいつから使えるということでもまた申し込みのほうを行っていただくとか、そういった調整をしていただくことになると思います。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 市民説明、市民合意を尽くすよう求めますということなのですが、理由の中で、当面は新給食センターの建設で対応するとしても、その後少しずつでも自校方式を追求していく、これを明らかにしてくださいと言うんですよ。私は、これは私の個人的には無理だと思うんですが、明らかにできますか。

もう一回言いましょうか。新給食センターの建設で対応するとしても、その後少しずつでも自校方式を追求していくのか明らかにしていただきたいと思いますという理由があるんですが、私は無理だと思うんですが、どうですか。明らかにできますか。

○副市長（小島昇公君） 現在8,000食をセンターでということで計画をお示ししておりますので、建て替えが済みましたら、少なくとも30年とか40年はセンター方式でいくというのが今の基本的な考え方ということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の市民説明、市民合意のところ、私は用地について反対だと言いましたけれども、いずれにしてもこれまでのこと、それから今後のことについてもさまざまな課題があるわけですよね。それを一つ一つ、説明や合意を得ながら進めていくってということになると思いますが、今後の課題としてある、例えば栄養士の人数が、都から出るお金っていう点では4名から3名になってしまうと。それでアレルギー対応が果たしてできるのかどうかという問題もあるわけですよね。

そこら辺についても、当然市民にもきちっと説明をしながら進めていくってことになっていきますが、その点での確認と、それから現状として、アレルギー対応だけでも栄養士1人ぐらい必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、教育委員会として、現状の4名から3名に減ると。さらにアレルギー対応をしなくちゃいけないということについて、この3名で足りるということなのかどうか伺いたいと思います。

○給食課長（梶川義夫君） 今度の新センター、給食センターですね、1カ所に集約するというところでございまして、その場合には東京都の基準、東京都公立小・中学校教職員定数配当一般方針、この基準がもとになっているわけでございます。この基準に基づきまして、東京都から栄養士を配置していただいております。8,000食の施設を1カ所にまとめるとなると、この基準からいくと、現在2カ所で4人のところが1カ所で3人になるのは間違いないと思っております。

今御質問の中でございましたけれども、アレルギー対応とかですね、それから食育の推進についても栄養教諭を中心にさらに充実させていかなければいけないということで、ふえる業務はあると思っております。

そういったところを考慮しつつ、新センターでの、1カ所でまとめるということで、そこの業務内容等を考慮いたしまして今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今質疑の中で、栄養士の数等についても、市民への説明なり市民合意っていう趣旨かとは思いますが、栄養士の数あるいは職員の数等をどうしていくかっていうことは、これは執行側の責任において決めていく事項だと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時44分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） それでは、24第14号陳情 東大和市の学校給食に関わる陳情は、採択すべきという立場で討論を行います。

学校給食センターが老朽化をして一日も早く改善が求められてるということは、私は当然のことだと思います。ただ、先ほど質疑の中でもありましたが、十数年にわたって放置をしてきたのは市の側の責任で、市民や議会でもたびたび、どうするのだということで一般質問等もありましたが、方向性は示されなかったということがあったわけです。

ここへ来て、今の給食センターの状況は一層悪くなっているわけですから改善を求められてるわけですが、だからといってもう急ぐんだということだけで突き進むということにはならない。やはり市として、教育委員会として市民の理解を得て市民合意を尽くすという責任が私はあると思います。それが賛成をする1点です。

それから、用地の問題や栄養士の問題等については質疑の中で申し上げましたので、民間委託の問題について討論したいと思います。この民間委託の問題で、議会で私、3月の一般質問で伺ったときに、当時の教育長からこういう答弁をいただいています。業者さんに、市といたしましては、栄養士が作成した献立表や献立の作り方などを示した書面をもとに仕事をお願いする。その後は受託をされた業者さんが作業遂行の速度等自己判断をしていただいて、作業員の割り振りとか手順とかを独自に判断できるようにすべきだということで、市側で栄養士が作成をした献立表をもとに調理していただく。実際に市がお願いすると。そこで作業の開始前に受託者側の責任者に対して、当日の献立表等によって作業に関する指示を行うというようなところは偽装に当たらないというふうに今解釈をしている。ただ、指示書を出すというところについては非常に黒に近いということで、口頭で言うならいいけども文書にすると偽装請負になる可能性が極めて高いという答弁なんです。

これは、調理の民間委託が偽装請負になるということをも認めたも同然の答弁ではないかと私は考えてるわけです。3年前ですけども、12月に足立区で給食請負会社が集団食中毒事件を発生させました。このような事故を防ぐというためには、野菜は流水で一定時間以上洗浄するとか、ソーセージは一定の温度で一定の時間以上加熱する、そういう手順をきちっと踏まなくちゃいけないと。これは、徹底するのは当然市の職員、栄養士ということにならざるを得ません。これをやれば偽装請負になってしまうということになるわけです。

そういう点では、安心しておいしい給食をつくらうと思えば、現場で栄養士と調理員が一体となって仕事をし

なければならぬ。これは偽装請負になってしまうということですから、民間委託ではなくて直営でやるしかないと考えています。そういう重大な問題を含んでいる学校給食の計画ですので、市民にとって重大な内容を持つてると、市民説明、市民合意を十分に尽くして進めていく必要があるというふうに思います。

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第14号陳情 東大和市の学校給食に関わる陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○委員長（中村庄一郎君） 次に所管事務調査、東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること、本件を議題に供します。

教育委員会から資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○学校教育部参事（石井卓之君） それでは、御説明をさせていただきます。

お手元にあります「いじめの現状と主な取組」についてまず御説明をいたします。

まず1番ですが、いじめのとらえ方でございます。いじめのとらえ方は、一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことではなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとするように文部科学省は定義をしております。同時に、今までいじめの発生件数と言われたものが認知件数という言葉にかわりました。

続きまして、いじめの現状ですが、東京都の教育委員会のいじめの実態把握のための緊急調査の結果ですが、東大和市の小学校ではいじめと認知した件数が31件、いじめの疑いがあると思われた件数が65件、中学校ではいじめと認知した件数が4件、いじめの疑いがあると思われた件数は12件でございました。

続きまして、教育委員会の主な取り組みについて御説明をいたします。これまで、実施済みまたは今現在実施中のことですが、まず7月18日に教育長からいじめ根絶メッセージを児童・生徒、保護者に配布をいたしました。翌7月19日に臨時校長会を開きまして、いじめ根絶への教育委員会の姿勢を周知をいたしました。そして、8月3日の教育委員会懇談会におきましては、教育委員にいじめの根絶についてお話をいただきました。それから、8月24日の定例教育委員会では、いじめに関する調査報告と根絶に関する討議をお願いいたしました。

続きまして、今現在も続いておりますが、教育長日記ですが、いじめに関する教育委員会の姿勢等を掲載して発信をしております。それから、庁内にもありますが、いじめ根絶のポスター、これは各学校にも配付をしております。それから、いじめ根絶ポストカード、これははがきに教育長が書きましたイラストを入れてつくっております。同じく封筒にも、現在それを掲示しております。それから、いじめ根絶バッジ、今私がしてるんですが、この間のあいさつふれあい街頭キャンペーンでも配布をいたしました。それから、市のホーム

ページにはいじめ根絶に関する情報を掲載しております。指導室でつくっておりますソエツトという新聞なんですけども、これにもいじめ根絶特集の作成をしまして、学校へ配って校長が教職員への説明をしております。それから、先日行われました公立学校健全育成会議で、PTA、地域の皆様といじめの防止について協議をいたしました。それから、教育委員会訪問を各学校へ行っておりますが、その際には教職員に対していじめ防止のミニ研修、これは私のほうが担当して進めております。それから、管理職・教員に対する研修ということで、校長に対しては10月30日に人権教育ということで研修を進めました。そのほか、いじめに関して初任者研修でも行っております。今後生活指導主任会でもまた行う予定でおります。それから、東大和警察と教育委員会のいじめの対応についての協議というのは、生活安全課長が教育長のところへお見えになりまして、いじめの深刻な場合には警察に通報して対応していきたいということで協議をいたしました。

今後の予定ですが、11月24日いじめ防止のためのシンポジウムの開催をいたします。これは後ほど御説明いたします。それから、PTA連合会ともいじめ根絶に向けた座談会ということでいろいろな協議をしていきたいと思っております。

学校の主な取り組みですが、ふれあい月間が学校ではありますので、この後11月に教育委員会作成の共通のアンケート、それから保護者のほうにも今回お願いしようと思っております。その形で2月、6月と続けてまいります。早期発見・早期対応を進めてまいります。それから、今現在進んでおりますが、生徒会を中心にいじめ根絶の取り組みを実施しております。これは連合生徒会で今進めております。それから、PTA・地域との連携によるいじめの根絶ということで、これは各学校でいろいろ工夫をして取り組んでいただきたいと思います。それから、今年度判明しておりますいじめがございますので、必ず次年度にしっかりと引き継ぎをすること、それから年間を通して教職員がいじめに対して感覚が常に鋭敏に研ぎ澄ませるようにということで年間計画の作成を今後求めてまいります。

続きまして、いじめ防止のためのシンポジウムですが、目的と日時はごらんいただきたいと思います。1部と2部に分かれておりますが、1部は頑張っている東大和市の中学校ということで、一中の吹奏楽部の生徒さん、都の銀賞とりましたので発表していただくのと、それから先ほどお話ししました連合生徒会での出てきたものを意見発表という形で発表してもらいます。2部は講演会とパネルディスカッションを行っていただきます。内容については下にございますので、そのような形で進めていく、要するに学校だけではなく地域・PTAと一緒に東大和市からいじめを根絶しようと、そういう方針で行っていきたくて考えています。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 御説明ありがとうございました。

一つはいじめの現状にかかわってですけれども、東大和警察と教育委員会とのいじめ対応についての協議ということで、今具体的にそういう、この協議の内容なんですけど、一般的な協議なのか、それともそういう警察も含めて対応しなくてはならないような可能性のある状況があるのかどうかというのが1点です。

それから、もう一つはいじめの現状で何件、何件ということで出されていますけれども、この間の議会での御説明などでもいじめはどこにでも起こり得るという御説明をいただいてまして、私はどこにでも起こり得るってことは、どこの学校にも厳然としてあるということだと理解してるわけですけども、この調査の中で小学校や中学校ごとのアンバランスっていいですかね、その不均等があるのかどうかですね、それをどう見てい

るのか。もちろん、おのずとそういういろんな高い低いはあるって当然とも思いますけれども、いじめを見る側の目ってということもあると思いますので、そこら辺についてどういう認識なのかということと。

それから、実際にいじめを教育委員会のほうとしてつかむための、一番近くにいる教員がそこら辺でどういう点で研修や、それから視点を持って生徒に接しているのか。それから、学校の風通しっていうのも非常に大事だと思うんですね。ひとりで抱え込んでしまって相談できないで、教師の側が学校に来られなくなっちゃうなんてことになったら、またこれも大変なことなので、そこら辺での現状と対応について、状況について伺いたいと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** それでは順次お答えをしたいと思います。

まず1点目の警察との協議事項なんですが、今まで学校は学校内で起きたことは学校内で解決しようということで進んでおりましたが、そうではなくて特に児童・生徒の生命とか身体の安全が脅かされてるような場合には直ちに通報してほしいと、こういうことを警察からお話をいただきました。積極的に、重大案件がある場合には捜査、補導等の措置を行っていきますという話を教育長にいただいたところでございます。

それから、見る目のアンバランスということですが、確かに我々の調査の段階では多い学校と少ない学校が確かにございました。ただ、それも時期によって違うこともございますし、一概に多いからとか少ないからということではないと把握しております。ただ、今回の調査の一つの特徴は、今までは割と担任がアンケートを見ていじめがあるかないかという判断をしておりましたが、組織で必ず見るようにと、ひとりではなくて例えば専科とか学年とかいろいろな複数の目を通してそのアンケートから見ていく、または子供たちに声をかけていくということを行っております。

それから、つかむための努力ということですが、やはりこれも学校内にいる複数の目で見えていくと、担任だけに任せるのではなく、管理職も廊下を通りながら、例えば子供たちの様子を見るとか、朝校門に立って把握することもできますし、それから休み時間、例えば校庭に出ると子供たちのいろんな声が聞こえてきます。そういうところからも把握してる学校もございます。それと、あと学校だけではなかなか把握ができませんので、保護者それから地域の方にも情報をいただきたいということで、とにかく使えるものはすべて使って、アンテナを高くしていじめに対応していきたいと考えているところでございます。

それから、風通しですが、やはり一昔前の学校というのは、特に担任がうちのクラスでいじめがあったということは恥ずかしいという感覚を持っておりましたが、今はそれは一切ございません。とにかくいじめがある、起こり得るということがありますので、起こり得ることに対してはとにかくみんなで、組織で解決していこうということで、例えば生活指導朝会というのがございます。今のうちのクラスはこういうことで困っていますという発表する場を提供しまして、そこでいろんな情報が出てきたり、または学年の先生とか主幹教諭とかいろいろな人に悩みを話せるということができるようになってきましたので、ある意味風通しは今現在よくなっていると考えております。

以上でございます。

○**教育長（真如昌美君）** 先ほど教育委員会とそれから警察との協議の件ですけども、昨日の毎日新聞の記事にありましたけれども、文部科学省から5日付で通知が出ております。文部科学省は5日、いじめが犯罪行為と認められる場合、早期に警察に相談するよう全国の教育委員会に通知をしたというふうに発表しております。通知は5日付ですから、間もなく届くかと思えます。文部科学省によると、対象は傷害、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊など刑法に反する行為というふうに書いてありますけども、その後に学校や教育委員会が教育

上の指導をしているにもかかわらず事態が收拾しない場合を想定しているというふうに書いてあります。そんなことから、当時私と東大和警察との協議の中ではこの話は具体的には出ませんでしたけれども、ここで新たに文科省が通知を出したということですので、またそのことにつきましては今後協議を持っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 警察との協議のことで、具体的なそういうことに発展しそうな事例があつての協議なのか、それとも一般的なもののなのか、ちょっと確認したいんですけども。

○教育長（真如昌美君） 一般的な協議というふうに言って構わないと思います。警察と教育委員会、これまでも非常に協力関係にあつたわけですけれども、一層お互いを信頼しまして日常からさまざまなことで情報を共有したり、あるいは解決策を探っていくという、そういう関係になりたいなというふうに思っているところがあります。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 3点ほど聞かせてほしいんですが、まずいろいろ何かいじめとかありますと、まず現場の先生は、いやいじめじゃなかったというようなのはよく言ってますよね。そういうことだけは絶対やめてほしいんですね。やっぱり、幾らかなかなかいい取り組みを始めたんですが、現場の先生が一番の私は主役だと思うんですよ。だから、先生がやっぱりよく、いやいやいじめじゃなかった、ふざけてたんだと、そういうことだけは絶対ないように、これは徹底的な指導をしてほしいです。また、どんな、特にそういう対策をとっているのかどうか聞かせてほしい。

2番目としては、児童から話を聞くのが一番いいと思うんですよね、個々に。呼んで聞くんじゃなくて、ごく自然な流れの中で、そうすれば子供も正直に言うと思うんですよ。何々ちゃん困ってないとかね、名前で、何か困ってることない、教えてくれるって言えば子供は正直に言うと思います。そういう方法も私は必要だと思いますね。

それから3点目は、このレジュメにありますように小・中のいじめの疑いがあると思われた件数というんだけど、どんなようなことをいじめ、疑いがあったのか教えていただければと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず、1点目の教員がアンテナをより高くするという点に関してですが、先ほど定義のところでもお話をいたしました、いじめに当たるかどうかの判断は本当に子供たちだと考えております。ですから、どんなささいなことでも、僕は、私は嫌だった、いじめだと思ったというものは全部いじめとらえて対応を今学校はしているところでございます。

それから児童・生徒に聞くということ、これは本当に大変有効なことだと思っております。教員のほうも、先ほどお話したように休み時間とか、給食の時間とか子供と接する時間の中でいろんな形で情報を取るようにはしております。またはなかなか自分から話せないお子さんも確かにいます。そういう場合には、教員がそばに寄って行って、どうも最近ちょっと元気ないけど大丈夫かいというような言葉がけもしているところでございます。

それから、疑いということなんですが、先ほどの1点目と重なる部分がありますが、子供たちがよくふざけ合いをしていることがあるんですが、そのふざけ合いが本当にふざけ合いなのか、それとも加害者と被害者の関係があるのかどうか、そういうことをきちんきちんと一つずつ確認をして、いじめであるかどうかを調べていく、それが、疑いがあるかどうかというところの一番大きなところでございます。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） 東京都教育委員会のこの緊急調査の結果ってこれだけ、結果が出てるんですけど、もう少しこの緊急調査の具体的な内容を教えていただければと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 主なところは今そこにお示したようなところなんですが、そのほかにもいじめに対して例えば学校は対応しているのか、それから子供たちはどう受けとめているのか、保護者にはきちんとそれが伝わっているのかどうか、そういうようなことも調べているところでございます。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（実川圭子君） いろいろ対策をとっていただいているよいかと思いますけれども、いじめられてる子は、発見をしやすいとかなんですけども、いじめてるほうの側っていうのは、なかなか自分からいじめてるということは言わないだろうし、そのいじめてる側にもやっぱり心の何かがあるからやるっていうことだと思うんですけども、そういういじめてる側に対して例えば小学校とかで靴を隠すなんていうことで、最近は余り犯人探しはしないんだみたいなことがあるというふうにも聞いてるんですけども、いじている側のほうの子に対する対応というのはどのように考えてるか教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今お話があったとおりで思ってます。やはり、いじめられてる側だけでは解決はできませんので、いじている子をまずしっかり把握をして、その指導を行うということが重要だと考えております。特に今回の調査の中で上がってきた事例の中に入っているんですけど、要するにある特定の子供から悪口を言われる、またたたかれるというようなことがございました。その子のやはり追跡をしていきますと、その子自身のやっぱり家庭環境も含めてなんですけど、満たされていない部分がかかなりあったということで、学校としてはそこに対してもフォローを入れていながら、要するに相手はどう思ってるんだろうね、今やったことはどうなのかなということをし繰り返して指導して改善を進めてるところでございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 9月の定例会の中で、一般質問でいじめのことについては聞かせていただきましたので、重複するようなことはないんですが、今回いじめの現状、資料の中で認知件数ということで、小学校、中学校とも件数が上がっておりますけれども、これまでの御説明、取り組みの中で大変にきめ細かな対応をしていただいているというように認識はしてるんですけども、この委員会での調査ということでありますので、教育委員会の方針として、いわゆる一つの事案に対してチームでかかわっていく、複数でかかわって解消に努めていくということが方針として述べられておりましたけれども、ここで上がっておりますいじめと認知した事案に対して個別具体的にどのような対策、対応をとっていらっしゃるのかということと、あと一番懸念されるところがそういうチーム的な取り組みで教育委員会のレベルといいますか、学校現場の取り組みとして当然深刻になる前に察知をしてチームで取り組まれれば相当効果はあるかと思うんですけども、しかし現実の問題としていわゆる相当深刻な事例といいますか、個別事案でするのでどこまで明らかにできるかということがあろうかと思うんですけども、いわゆるチームで取り組んでも、また時間をかけてもなかなか解決しないっていう事例が実態としてあるのかどうか、またそういう事例に対してどう対処してるのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 学校のほうはチーム、これはチームといっても学校全体を挙げて今やっ

るところでございますので、そういった意味では担任がかかわる、それだけではだめであれば学年がかかわり、生活指導部という部でやって、またさらに管理職もかかわってというような形で、その案件にそれぞれ対応してやっているところでございます。

それから、今現在なんです、小学校のほうは指導中の案件が13件ございます。それから、中学校のほうは2件、やはり継続ということではなかなか、解消は今努力をしているところなんです、よくなったりやはりちょっともとに戻ったりということは繰り返しながらやっているとところでございます。特にその軽重もありまして、小学校ではやはり悪口を言われるというのが非常に多くて、これはなかなか減らないというのが現状なんです、それについてはいじめだけではなくてもっと未然防止の部分ですね、やはり友達のことを理解してあげるとか、それから学級環境、お互いが自由に物を言い合えたりとか、認め合えると、未然防止のほうに力を入れているところでございます。

それに対して中学校のほうは、やはり発達段階もあり、ここが難しいところだと認識をしているところであります。特に中学校では部活動中の人間関係でいじめがあるということがありますので、これについては部活動の顧問、それからやはり友達が非常にキーマンになりますので、周りの子供たちも育てていくということで対応を図っているところがあります。それと、やはり繰り返すどうしても波がある場合がありますので、それについてはある学校では校長が全校朝会、それからもちろん学校だより、それからその校長自身が時々声をかけながらとか、それこそ先ほどの話ではありませんが、面談もいつでも聞いてあげるからねというような声かけをしたりとか、とにかくできることは全部やっていますが、ただ完全に見抜けるかというところではない部分もありますので、先ほどお話ししたように学校は危機感を持って取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 継続して解消に取り組んでる件数ということで報告がありまして、そういう実態をきちっと押さえていただいて対処されてるということが非常に大事なことだなというふうに改めて認識をいたしました。

人間の世界ですから、子供であろうが大人であろうがいわゆる多かれ少なかれいじめと思われる事案というのは社会の中で、また学校でも当然あるということだと思いますけれども、これを解消していく、本当の意味で根絶していくためには、子供たちの意識は当然ですけれども、やはり保護者ですとか、また私たち地域の社会全体がこのいじめという問題に対しての意識、根絶していくという意識が、これが醸成されなければやはり解消されないものだなというふうに思っております、そういった意味では今回シンポジウムも含めてPTA、また社会全体でいじめの問題を深刻な事例が出る前からこういう取り組みをなされるということは非常に有益であり、またこういうことを繰り返していく中でしか根本的には解消されないのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ今回のシンポジウムについても勉強させていただきたいと思っておりますし、継続的な取り組みを期待したいと思います。

以上です。

○委員（和地仁美君） この東京都の教育委員会のいじめの実態把握の結果については新聞などでも報道されていて、当市だけではなくてほかの市であったり区であったりというところの数字もあった中で、かなりいじめというものはかる物差しが物理的にはないので、極端に少ない結果を出された市もあったというのは目にしているんですけども、これは東大和市市内全体の結果が今ここに載っていると思うんですが、市内にも複数、小学校、中学校ある中で、規模にもよると思うんですけども、多い少ないというのが平均ではなく出てきたと思



うんですが、それが先ほど言ったようないろいろな市の間でもいじめと認める物差しの緩い、きついついていうのがあるような感じと同じように、市内の小学校、中学校の中での実態を把握する上での、その認識の、何て言ったらいいんでしょう、物差しの強弱で学校ごとの結果が違うということがまずある可能性があるのかというのが1点と、あとは少ない結果が出たのは、よかったよかったっていうところで受けとめるのか、本当にそういったことが実態として正しい把握をされているかっていうことを検証されたのか、その2点について教えてください。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今お話があった基準ですね、基準は我々が見てもまだばらつきがあると感じております。ですから、今回11月に調査がありますので、この調査についてはもちろん学校が把握をしていただきますが、その後もう一回その調査用紙を教育委員会としても点検してできるだけ尺度を皆さん鋭敏に保っていただきたいなと思いますので、そのような取り組みを始めていきたいなと思っております。

以上です。

○**教育長（真如昌美君）** 今指導室長のほうから話があったとおりでなんですけども、きのうの新聞は各紙とも品川の調査委員会の調査報告書の概要を載せておりました。それをずっと全紙読みますと、幾つか共通する課題が見えてきます。

一番心配なのは、私たちに一番近い学校の教員のほうのことについて幾つか書かれていたり、あるいは学校の対応について書かれていたりすることがあります。そういったことについては、私たちもしっかり受けとめて、学校がそういうような後手を踏むことはないようにこちらも支援していく、同じ組織ですから、私たちと。ですからそういった意味での協力は惜しまないようにしていきたいというふうに思っております。

記事の中に、記事の中にといいますか報告書の中にうざい、きもい、死ねなどの言葉は今次の子供には当たり前という感覚があったっていうふうな部分があります。あるいは教員に男子生徒をいじめられキャラというふうにとらえている向きがあったということがあります。これはもうどうしようもないことで、何とも言えないところですから、こういったことへの感覚をまずもってなくしていくというのが私たちの一番の仕事だろうと思っております。例えばそういうような話があった後にですね、最近の社会はテレビ等で、そういったものは日常茶飯事流れてきているから、しょうがないんだというふうな声も聞かれないことはないんですね、時々。ですが、そういったものはないんだと、あなたたちはその先、じゃどうしたらいいのかということを考えてもらいたい、それを私たちと一緒に考えていきましょうと。

また、今度シンポジウムの中で保護者、地域とともにそういったことについてどういうふうに対応していけばよろしいのかというふうな御意見もちょうだいしながらですね、東大和市の対応をさらに充実させていきたいなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○**委員長（中村庄一郎君）** ほかに御質疑。

○**委員（東口正美君）** ちょっとずれるかもしれませんが、さっき学校現場だけで対応できなかった場合に警察との積極的な連携というお話もありましたけれども、私が今最近気になってるところでは、我が子がいじめられてると気づいたときに学校に行かせる必要はないっていうようなことを当事者のお母様が言われていて、それもやはり命に及ぶ、身に危険が及ぶという場合に一つの判断ではないか、一つの方法ではないかというふうに思っています。不登校の原因がイコールすべていじめというふうには考えておりませんが、不登校もやはり一つ学校が抱える問題としてありまして、そのいじめと不登校の関係をどのようにお考えかちょっと

伺えればと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** いじめが不登校の原因になっているものも確かにございます。ただ、不登校全体に占める割合から見ますとまだまだ少ないと考えております。今お話がありましたように、いわゆる学校に行かせないということになる前に、我々はやはりきちんと学校と協力して、そうならないような手だてを打っていくことが重要だと考えております。

以上です。

○**委員（実川圭子君）** 指導室だよりソエツなんですけれども、これは教職員向けのお便りということで、教職員のみに配付するというか、一般の人には配布をしないものなんでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** これは、例えば教員向けの、板書の書き方とか、要するに教員のノウハウを中心に統括指導主事が作成しております。その中に、例えば学級でこういうことに気をつけているといじめが見抜けますよとか、こういうふうにすることが大事ですよとか、そういった指導面にかかるものですので、これはまた教育長日記とはちょっと違う性質で使っております。ですから教職員のみ配付となっております。

以上です。

○**教育長（真如昌美君）** その辺のところの補う意味ではありませんけれども、教育長日記につきましてはホームページに今現在載せていただくようになっております。広く一般市民の方々にも手にとって読んでいただきながら、またソエツの内容にも触れながら発行してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**委員長（中村庄一郎君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** ないようでしたら、次に「いじめ防止のためのシンポジウム」の視察について御協議いただきたいと思っております。

お手元に御配付をしておりますとおり、11月24日土曜日に「いじめ防止のためのシンポジウム」が開催されますので、本委員会として視察することとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それではお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づきお手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○**委員長（中村庄一郎君）** これをもって、平成24年第4回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時23分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎